

○警備業者等に対する行政処分等に関する規程

(平成 11 年 10 月 25 日公安委員会規程第 6 号)

改正 平成 13 年 7 月 2 日公安委員会規程第 6 号 平成 17 年 3 月 29 日公安委員会規程第 1 号
平成 19 年 2 月 22 日公安委員会規程第 1 号 平成 28 年 3 月 29 日公安委員会規程第 2 号
令和 3 年 3 月 5 日公安委員会規程第 2 号

警備業者等に対する行政処分等に関する規程を次のとおり定める。

(趣旨)

第 1 条 この規程は、警備業法(昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。)に基づき、警備業務の適正な実施を図るため、警備業者等に対する行政処分等に関し、必要な事項を定める。

(準用)

第 2 条 法に基づく警備業者等に対する行政処分については、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成 6 年国家公安委員会規則第 26 号。以下「規則」という。)によるほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政処分 警備業の不認定、警備業の不更新、警備業認定の取消し、資格者証の不交付、資格者証返納命令、合格証明書の不交付、合格証明書返納命令、報告の徴収、指示処分、営業停止命令及び営業廃止命令を行うことをいう。
- (2) 警備業の不認定 法第 5 条第 3 項の規定に基づき警備業の認定を行わないことをいう。
- (3) 警備業の不更新 法第 7 条第 3 項の規定に基づき、警備業の認定証の有効期間の更新を行わないことをいう。
- (4) 警備業認定の取消し 法第 8 条の規定に基づき警備業の認定を取り消すことをいう。
- (5) 資格者証の不交付 法第 22 条第 4 項又は第 42 条第 3 項の規定に基づき警備員指導教育責任者資格者証又は機械警備業務管理者資格者証の交付を行わないことをいう。
- (6) 資格者証返納命令 法第 22 条第 7 項又は第 42 条第 3 項の規定に基づき警備員指導教育責任者資格者証又は機械警備業務管理者資格者証の返納を命ずることをいう。
- (7) 合格証明書の不交付 法第 23 条第 5 項の規定に基づき合格証明書の交付を行わないことをいう。
- (8) 合格証明書返納命令 法第 23 条第 5 項において準用する第 22 条第 7 項の規定に基づき合格証明書の返納を命ずることをいう。

- (9) 報告の徴収 法第 46 条の規定に基づき業務の状況に関し報告又は資料の提出を
求めることをいう。
- (10) 指示処分 法第 48 条の規定に基づき指示をすることをいう。
- (11) 営業停止命令 法第 49 条第 1 項の規定に基づき営業の停止を命ずることをいう。
- (12) 営業廃止命令 法第 49 条第 2 項の規定に基づき営業の廃止を命ずることをいう。
- (13) 警備業者等 法第 4 条の認定を受けて警備業を営む者並びに法第 22 条第 2 項の
規定に基づき警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けた者及び法第 42 条第 2 項
の規定に基づき機械警備業務管理者資格者証の交付を受けた者をいう。

(行政処分の決定の通知)

- 第 4 条 公安委員会は、行政処分の決定をしたときは、不認定・認定証不更新通知書(様式第 1 号)、報告・資料等提出要求書(様式第 2 号)、認定取消通知書(様式第 3 号)、資格者証不交付通知書(様式第 4 号)、資格者証返納命令書(様式第 5 号)、合格証明書不交付通知書(様式第 6 号)、合格証明書返納命令書(様式第 7 号)、指示書(様式第 8 号)、営業停止命令書(様式第 9 号)又は営業廃止命令書(様式第 10 号)を被処分者に交付するとともに、被処分者から当該処分通知書の受領書(様式第 11 号)を徴するものとする。
- 2 警察本部長は、公安委員会が行政処分の決定をしたときは、処分を上申した警察署長に対し、処分内容を行政処分結果通知書(様式第 12 号)により通知するものとする。

(聴聞の手続)

- 第 5 条 公安委員会は、警備業認定の取消し、資格者証返納命令、合格証明書返納命令、営業停止命令又は営業廃止命令(法第 49 条第 2 項第 2 号に掲げる者に係るものを除く。)を行おうとする場合は、規則の定めるところにより、聴聞の手続をとるものとする。

(弁明の機会の付与)

- 第 6 条 公安委員会は、指示処分を行おうとする場合は、規則の定めるところにより、当該処分の名あて人となるべき者について弁明の機会を付与するための手続をとるものとする。

(処分結果の記録)

- 第 7 条 警察本部長は、生活安全部生活安全企画課及び警察署に行政処分台帳(様式第 13 号)を備え付け、行政処分の状況を明らかにしておかなければならない。

(処分基準)

- 第 8 条 公安委員会が行う行政処分の処分基準は、別に定めるところによる。

(文書の保存)

- 第 9 条 文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
不認定通知書の写し	生活安全企画	5 年

	課	
認定証不更新通知書の写し	生活安全企画課	10年
報告・資料等提出要求書の写し	生活安全企画課	5年
認定取消通知書の写し	生活安全企画課	10年
資格者証不交付通知書の写し	生活安全企画課	5年
資格者証返納命令書の写し	生活安全企画課	10年
合格証明書不交付通知書の写し	生活安全企画課	5年
合格証明書返納命令書の写し	生活安全企画課	10年
指示書の写し	生活安全企画課	5年
営業停止命令書の写し	生活安全企画課	10年
営業廃止命令書の写し	生活安全企画課	10年
不認定通知書、報告・資料等提出要求書、資格者証不交付通知書、合格証明書不交付通知書又は指示書の受領書	生活安全企画課	5年
認定証不更新通知書、認定取消通知書、資格者証返納命令書、合格証明書返納命令書、営業停止命令書又は営業廃止命令書の受領書	生活安全企画課	10年
不認定通知、報告・資料等提出要求、資格者証不交付通知、合格証明書不交付通知又は指示に係る行政処分結果通知書	警察署	5年
認定証不更新通知、認定取消通知、資格者証返納命令、合格証明書返納命令、営業停止命令又は営業廃止命令に係る行政処分結果通知書	警察署	10年
不認定通知、報告・資料等提出要求、資格者証不交付通知、合格証明書不交付通知又は指示に係る行政処分結果通知書の写し	生活安全企画課	5年
認定証不更新通知、認定取消通知、資格者証返納命令、合格証明書返納命令、営業停止命令及び営業廃止命令に係る行政処分結果通知書の写し	生活安全企画課	10年
行政処分台帳	生活安全企画課、警察署	長期

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年7月2日公安委員会規程第6号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 29 日公安委員会規程第 1 号)

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 2 月 22 日公安委員会規程第 1 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 29 日公安委員会規程第 2 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この規程の施行前にされた行政庁の処分又はこの規程の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(令和 3 年 3 月 5 日公安委員会規程第 2 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。